

個別の教育支援計画の例

児童・生徒	ふりがな		性別
	氏名		
担任	氏名		
在籍校		学校	年
現在・将来についての希望			
児童・生徒			
保護者			
支援の目標		学校生活における児童・生徒への支援の内容 ・教育的支援（適切な指導及び必要な支援）の内容と指導者の役割分担 ・「個別指導計画」での具体的な指導・支援	
必要と思われる支援			
学校の支援			
家庭の支援		家庭生活における児童・生徒への支援の内容 ・家庭における児童・生徒への支援の役割分担	
支援機関の支援			
家庭生活	支援機関: 支援内容:	担当者:	連絡先:
余暇・地域生活	支援機関: 支援内容:	地域生活における支援 ・ヘルパー、ボランティアの利用、外出、地域活動、放課後活動等への参加 ・ショートステイ等の利用 ・家族への必要な支援 ・その他	

東京都教育委員会「特別支援学級の教育課程編成の手引」から

特別支援教育コーディネーターについて

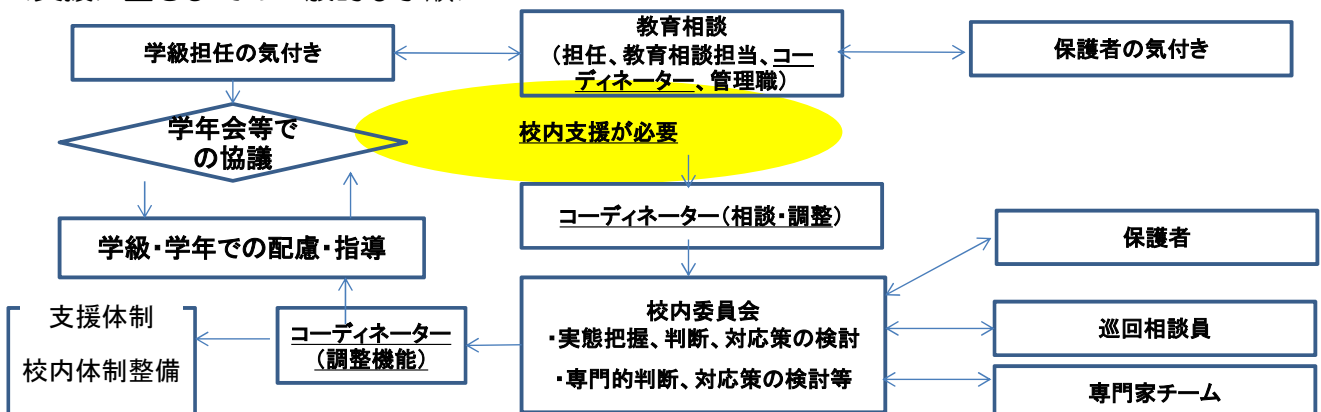
特別支援教育コーディネーターとは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、

- ・特別支援教育に係る校内委員会・校内研修の企画・運営、
- ・関係諸機関・学校との連絡・調整、
- ・保護者からの相談窓口

などの役割を担う教員。校長が指名し、校務分掌に位置付けられる。

(平成26年度配置状況) 87.4% (国公私・幼小中高計)

<支援に至るまでの一般的な手順>



※「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」（H16文部科学省）より作成

交流及び共同学習とは、

障害のある子どもと障害のない子どもが一緒に参加する活動であって、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面の両方を持つもの。

学習指導要領の記載に基づき、特別支援学校と幼・小・中・高等学校等、特別支援学級と通常の学級のそれぞれの間で行われる。

<障害のある子供とない子供が活動を共にすることの意義>

- ・障害のある子供たちの経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむ上で重要な役割を担っている。
- ・小・中学校の子供たちや地域の人たちが、障害のある子供とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための機会である。
- ・同じ社会で生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくための基盤づくりとなる重要な活動である。

交流及び共同学習について（学習指導要領総則における記述）

●小学校学習指導要領 第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2. 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

(12)学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、**小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに**、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

（幼稚園教育要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領にも同趣旨の規定）

●特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

1. 各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

(6)学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、学校相互の連携や交流を図ることに努めること。特に、児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、学校の教育活動全体を通じて、**小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに**、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。

（幼稚園教育要領、高等部学習指導要領にも同趣旨の規定。）

交流及び共同学習について（実施にあたっての留意事項）
 （特別支援学校学習指導要領解説 総則等編における記述）

◇留意事項

① 計画的、組織的に継続した活動を実施

- 双方の学校同士が十分に連絡を取り合う。
- 指導計画に基づく内容や方法を事前に検討する。
- 一人一人の実態に応じた様々な配慮を行う。

② 二つの側面を分かちがたいものとしてとらえ、推進

- 相互の触れ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面
- 教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面

③ 交流及び共同学習の内容の工夫

- 学校行事やクラブ活動、部活動、自然体験活動などを合同で行ったり、文通や作品の交換、情報通信ネットワークなどを活用してコミュニケーションを深めたりする。
- 児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態に応じて、地域の様々な人々と活動を共にする機会を増やしていくことについても配慮。

特別支援学校学習指導要領等の該当ページ
 ・解説 総則等編幼小中
 幼:P99～100、小中:P183～186
 ・解説 総則等編 高:P109～112

交流及び共同学習の例

○千葉県総合教育センター「交流及び共同学習実践ガイド」より作成（居住地校交流の例）

特別支援学校の重複学級在籍の4年生。保護者の方は、地域の方に我が子のことを知ってもらいたいという願いで、幼い頃から小学校の運動会を見学していた経緯もあり、居住地校交流につながった。交流の実施にあたっては、運動会の応援だけではなく、友だちと共に参加できるよう体育の授業交流も行くと同時に、聴覚からの情報入手が得意であることを踏まえ、音楽の授業交流も行った。

特別支援学校小学部

居住地小学校

教育課程上の位置付け	「自立活動」	「体育」「音楽」「図工」
目標 「交流及び共同学習のねらい」	「個別の指導計画」から ・語彙を増やし、それを使って人に要求したり、人とのかかわりを楽しんだりする等の自己表現力を養う。	・小学校児童と特別支援学校児童が、同じ活動に取り組むことにより、同じ地域で暮らす仲間として理解し合い、共に生きる気持ちを育てる。
打ち合わせ	特別支援学校の担任が小学校へ行き、本人、保護者の要望及び本人の様子を伝えた。以降電話やFAXで密に連絡をとり、保護者との連携も深める。	
事前の準備	自己紹介カード・「みなさんにおねがい」作成 小学校参観や紹介VTRを視聴する。	自己紹介カードの紹介、掲示で理解を深める。 前年度からの引き継ぎ資料も活用する。
交流及び共同学習の実践例	「音楽」・・・歌や手作り楽器で授業参加。 「図工」・・・紙や糊を使い友だちと作品を作る。 「体育」・・・運動会練習を通して当日の見通しと大きな集団でも力を発揮できるようにする。 「運動会」・・・綱引き、踊り、応援に参加。好きな音楽の力を発揮し、応援歌を歌う。	

成果

- 交流2年目、学期に2回の継続した活動で、小学校の児童や環境になじみ笑顔が増えた。
- 授業や行事での交流及び共同学習を通し、交流や相互理解につながり、かかわる場面も増えた。
- 学校と保護者とのきめ細やかな連絡調整で、連携が強化した。

各教科等における障害に応じた配慮事項について（検討例）

平成27年12月22日
総則・評価特別部会
資料2-2

<平成27年12月16日
教育課程部会
特別支援教育部
(第3回)資料4-2>

これまでの示し方

小学校学習指導要領 総則
個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

(小学校学習指導要領解説)
総則編

- **障害別**の配慮の例を示す。
弱視：体育科におけるボール運動の指導、理科等における観察・実験の指導
難聴や言語障害：国語科における音読の指導、音楽科における歌唱の指導
肢体不自由：体育科における実技の指導、家庭科における実習
LD（学習障害）：国語科における書き取り、算数科における筆算や暗算の指導
ADHD（注意欠陥多動性障害）、自閉症：話して伝えるだけでなく、メモや絵などを付加する指導 など

改善の方向性

小学校学習指導要領 総則
各教科等
■ 総則に加え、**各教科等別に示す**。

(小学校学習指導要領解説)
総則編における障害種の特性にに関する記述に加え、各教科等編において

- 学習の過程で考えられる**困難さ**ごとに示す。
【困難さの例】 ※教科等の特性に応じて例示
 <<情報入力>> <<情報のイメージ化>>
見えにくい <<情報のイメージ化>> **体験が不足**
聞こえにくい **語彙が少ない** など
触れられない など
 <<情報統合>>
色（・形・大きさ）の区別が困難
聞いたことを記憶することが困難
位置、時間を把握することが困難 など
 <<情報処理>>
短期記憶*1、継次処理*2や同時処理が困難
注意をコントロールできない など
 ※1：一度見たり聞いたりして短い時間の間憶えること
 ※2：1つ1つ順々に問題を処理していくこと
 <<表出・表現>>
話すこと、書くことが困難
表情や動作が困難 など

幼稚園における障害に応じた配慮事項について（検討例）

これまでの示し方

幼稚園教育要領
個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

(幼稚園教育要領解説)

- **障害別**の配慮の例を示す。
弱視：弱視の幼児がぬり絵をするときには輪郭を太くするなどの工夫
難聴：絵本を読むときには教師が近くに座るようにして声がよく聞こえるようにする
肢体不自由：興味や関心をもって進んで体を動かそうとする気持ちがもてるように工夫 など

改善の方向性

幼稚園教育要領
※「論点整理」における「幼稚園における特別支援教育」の改訂の具体的な方向性を踏まえ検討。

(幼稚園教育要領解説)
■ 幼児の活動を通じて考えられる**困難さ**ごとに示す。

- **【困難さの例】**
 <<情報入力>> <<情報のイメージ化>>
見えにくい <<情報のイメージ化>> **体験が不足**
聞こえにくい **語彙が少ない** など
触れられない など
 <<情報統合>>
色（・形・大きさ）の区別が困難
聞いたことを記憶することが困難
位置、時間を把握することが困難 など
 <<情報処理>>
短期記憶*1、継次処理*2や同時処理が困難
注意をコントロールできない など
 ※1：一度見たり聞いたりして短い時間の間憶えること
 ※2：1つ1つ順々に問題を処理していくこと
 <<表出・表現>>
話すことが困難
表情や動作が困難 など

※ 上記の困難さの例は、小学校の例を参考に作成したものであり、幼稚園において実際に示す場合は、幼児期の特性に応じた、困難さの例を検討。

- 資質・能力の育成、各教科等の目標の実現を目指し、児童生徒の十分な学びが実現できるよう、学習の過程で考えられる【**困難さの状態**】に対する【**配慮の意図**】+【**手立て**】の例を示す。（安易な学習内容の変更や学習活動の代替にならないよう、教員が配慮の意図を持つ必要）

小学校の例 ※中学校、高等学校については今後整理予定

【配慮の考え方、配慮の例の示し方】

(国語科の例)

【困難さの状態】：視覚、言語理解など

【配慮の意図】

- **文章を目で追いながら音読することが困難な場合**には、**自分がどこを読むのかが分かるよう**、教科書の文を指で押さえながら読むよう促したり、行間を空けるための拡大コピーをしたり、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きをしたり、読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用したりするなどの配慮をする。
具体的イメージなど 【手立て】：見えにくさに応じた情報保障
- **考えをまとめたり、文章の内容と自分の経験とを結び付けたりすることが困難な場合**には、児童が**どのように考えればよいのかわかるよう**に、考える項目や手順を示したプリントを準備したり、一度音声で表現させたり、実際にその場面を演じさせたりしてから書かせたりするなどの配慮をする。
心の理論など
- **自分の立場以外の視点で考えたり、他者の感情を理解したりするのが困難な場合**には、児童が身近に考えられる主人公の物語や生活経験に近い教材を活用し、**行動や会話文に気持ちが込められていることに気付かせたり、気持ちの移り変わりがわかる文章のキーワードを示したり、気持ちの変化を図や矢印など視覚的にわかるよう**にしてから言葉で表現させたりするなどの配慮をする。
注意のコントロールなど
- **声を出して発表することや人前で話すことへの不安を抱いている、自分が書いたものを読むことに困難がある場合**には、紙やホワイトボードに書いたものを提示させたり、ICT機器を活用して発表させたりするなど、**児童の表現を支援するための多様な手立て**を工夫し、自分の考えを持つこと、表すことに対する自信を持つことができるような配慮をする。

(社会科の例)

視知覚、空間認知など

- **地図から地名等の情報を見つけ出したり、読み取ったりすることが困難な場合**には、目の機能の問題から困難さが生じている場合があることから、**読み取りやすくなるよう**に、地図を拡大したり、見る範囲を限定したり、地図に掲載されている情報を削ったりするなどの配慮をする。
具体的イメージ、心の理論など
- **他者との関わりを持つことが難しく、国会など議会政治などの動きに興味を持たない場合**には、**社会的事象への興味・関心を高めるため**、社会の動きと身近な生活がつながっていることを実感できるよう、社会的事象と自分たちの生活との関わりを考える問題解決的な学習の工夫や、特別活動における児童会活動との関連づけなどを通じて、実際の体験の機会を取り入れ、学習活動の順序を分かりやすく説明し安心して学習できるよう配慮をする。

(算数科の例)

視知覚(位置)など

- **同色系の方眼紙の目盛りが読み取りにくい場合は**、**正しい位置に印が付けやすいように**、罫線の色を変更したり、マス目を大きくしたり、マーカーの色を変更したりするなどの配慮をする。
実際のイメージなど
- 「商」「等しい」など、児童が日常生活で使うことが少なく、抽象度の高いことばの**理解が困難な場合は**、**児童がイメージを持つことができるよう**、児童の興味・関心や生活経験に関連の深い題材を取り上げる、既習の言葉や分かる言葉に置き換えるなどの配慮をする。
継次処理など
- **四則の混合した式や()を用いた式について理解し、正しく計算することが難しい場合**、**計算のきまりを理解させるために**、計算の順番を示した手順書を手元に置かせたり、式を分解してそれぞれを計算させ、混合式との比較をさせるなどの工夫を行う。
視覚記憶、同時処理など
- **目的に応じて折れ線グラフで表すことが難しい場合**、**目的に応じたグラフの表し方があること**を理解するために、同じデータについての縦軸の幅を変えたり、読みやすさや読みにくさを強調したグラフを見比べるなどの活動を通して、よりよい表し方に気付かせる配慮をする。

実際のイメージ、経時処理など

(理科の例)

- 実験を行う活動において、実験の手順や方法が分からなかったり、見通しが持てなかったりして、学習活動に参加することが難しい場合には、学習の見通しが持てるよう、実験の手順や方法を視覚的に表したプリント等を掲示したり、配付したりするなどの配慮をする。また、**燃焼実験のように危険を伴う学習活動において、衝動性や多動性のある場合には、教師の目の届く場所で活動できるようにするなどの配慮をする。**

注意のコントロール
(多動性) など

視知覚、図と地の弁別、
視覚記憶、時間把握など

(生活科の例)

体験不足、心の理論、注意のコントロールなど

- **みんなで使うもの等を大切にすることや安全に気を付けることが難しい児童の場合には、その意味を理解できるように、言葉だけでなく、実際に体験するなど、活動する中で場面に応じた指導を段階的に行う。**

(音楽科の例)

聴知覚、聴覚記憶など

- **音楽を形づくっている要素(リズム、速度、旋律、強弱、反復等)の聴き取りが難しい場合は、音楽的な特徴をとらえやすくできるように、音楽に合わせて一緒に拍を打ったり体を動かしたり、音楽的な特徴を視覚化するなどの配慮をする。**

(図画工作科の例)

視知覚(形)など

- **形や色などの造形的な特徴を捉えることが難しい場合、造形的な特徴を詳しく捉えるようにするために、言語化するなどの配慮をする。**

スモールステップなど

図と地の分別など

- **表現の活動において計画を立てたり、活動の見通しをもち製作することが難しい場合や、構成を考えながら表し方を構想することが難しい場合には、表現している部分と全体の関係をつかみ、活動の見通しを持つことができるよう、作品を離して見せるなどの配慮をする。**
- **見たことから表したいことを見付け表す活動において、立体の構造や空間を平面に置き換えることが難しい場合、形や色、動きや奥行きなどの造形的な特徴を捉えやすくするため、写真などの平面に置き換えて見ることのできるツールの活用や、ライトなどにより明暗を明確にするなどの配慮をする。**

空間把握など

(家庭科の例)

実際のイメージ、選択決定など

- **お金の計算はできるが、必要性など物の価値を判断する力や選択する力が身につけていない場合は、生活の中で起こりうることをパターン化して繰り返し具体的に指導するなどの配慮をする。また、実際に買物するなど生活で実践できるよう家庭と連携を図る必要がある。**

(体育科の例)

前庭覚、経次処理、身振りなど

- **複雑な動きをしたり、バランスを取ったりすることに困難がある場合には、極度の不器用さや動きを組み立てることに苦手さがあることが考えられることから、動きを細分化して指導したり、適切に動きを補助しながら行うなどの配慮をする。** 注意のコントロール（固執性）など
- **勝ち負けにこだわったり、負けた際に感情を抑えられなかったりする場合には、活動の見通しが持てなかったり、考えたことや思ったことをすぐ行動に移してしまったりすることから、活動の見通しを立ててから活動させたり、勝った時や負けた時の表現の仕方を事前に確認したりするなどの配慮をする。**

(道徳科の例)

体験不足、心の理論など

- **相手の気持ちを理解することが苦手で、字義通りの解釈をする場合には、他者の心情を理解するために、役割を交代して動作化や劇化した指導を取り入れる。** 注意のコントロール（多動性）など
- **話を最後まで聞いて答えることや順番を守ったりすることが困難であったり、衝動的に行動し、他者の行動を妨げてしまったりする場合、注意が持続できるよう、適度な時間で活動を切り替えるなどの配慮をする。また、他の児童からも許容してもらえるような雰囲気のある、学級づくりにも配慮する。**

(外国語活動の例)

聴知覚、聴覚記憶など

- **音声を聴取することが難しい児童の場合、外国語の音声（音韻）やリズムと日本語との違いに気付くことができるよう、音声を文字で書いて見せる、リズムやイントネーションを記号や色線で示す、指導者が手拍子を打つ、音の高低を手を上下に動かして表すなどの配慮をする。また、活動の流れがわかるように、本時の活動の流れを黒板に記載しておく。**

(総合的な学習の時間の例)

スモールステップ、経次処理、短期記憶、言語化など

- **まとめたり調べたりすることに困難がある場合には、注意や集中のコントロールが難しかったり情報処理に偏りがあったりすることから、作業を確認しながら取り組むことができるよう、まとめる手順や調べ方、調べる内容、着目する点などを具体的に例示するなどの配慮をする。**

(特別活動の例)

見通しのもちにくさ、状況把握など

- **学校行事における予告なしの避難訓練や不測の事態などに対し、強い不安を抱いたり、戸惑ったりする場合、見通しが持てるよう、行事のねらいや活動の内容、行動の仕方などについて、事前指導をしっかりと行うなどの配慮をする。**

幼稚園の例

視覚、体験不足、空間把握など

- **見えにくく、行動が制限される場合、具体的な経験を豊かにできるように、安全な場で自分から積極的に体を動かし、いろいろな運動の楽しさを知り、活発に活動できるようにしたり、手を使っていろいろな物を観察したり、作ったりできるように配慮をする。**

聴覚、具体的イメージ、言語理解など

- **聞こえにくく、言葉の習得が困難になる場合、様々な経験を通して、言葉の習得及び概念の形成ができるよう、単に名称のみの理解にとどまらないようにし、人や物の性質、属性などを含めて考えたり、他の人や物と比較して違いを考えたりすることを取り入れるよう配慮をする。**

体験不足、空間把握など

- **身体の動きに困難がある場合、幼児が自ら環境と関わり、主体的な活動ができるよう、遊具や用具などを工夫したり、必要に応じて補助用具等の活用を図るなどの配慮をする。**

高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について（報告（案））概要

現状と制度化の意義

資料2-1

- 中学校で通級による指導（※1）を受けている生徒数は年々増加（H5：296人→H26：8,386人（約28倍））。他方、高等学校では、これら生徒等に対する指導・支援は、通常の授業の範囲内での配慮や学校設定教科・科目等により実施。
- （※1）大部分の授業を通常学級で受けながら、週に1～8単位時間程度、障害による困難を改善・克服するための特別の指導を別室等で受ける形態
- 「インクルーシブ教育システム」の理念も踏まえ、高等学校が適切に特別支援教育を実施（※2）できるようにするため、高等学校において、障害に応じた特別の指導を行えるようにする必要。
- （※2）高等学校においても、障害のある生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う旨が規定（学教法）

制度設計の在り方

- 基本的な考え方は小中学校と同様としつつ、①教育課程の編成、②単位による履修・修得、卒業認定制度、③必修教科・科目等、④全日制、定時制及び通信制、といった高等学校における教育の特徴を十分に踏まえて制度を設計する必要がある。

教育課程上の位置付け	<u>通常の教育課程に障害に応じた特別の指導を加えることができるようにする必要</u> 。（学習指導要領への位置付け、単位認定・学習評価の在り方、高等学校教育の共通性と多様性のバランスを踏まえた単位数の在り方（必修教科・科目、卒業要件単位数との関係等）といった論点について、中教審における学習指導要領改訂の議論の中で更に検討）
指導の対象	対象となる障害種は、 <u>小中学校における通級による指導の対象</u> （※3）と <u>同一</u> とすることが適当。 （※3）言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱及び身体虚弱
指導内容	指導の内容は、 <u>障害のある生徒が自立と社会参加を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための指導</u> （特別支援学校の自立活動に相当）とする。
指導形態	<u>自校通級</u> （通学の負担がない、担当教員に相談しやすい、他教員との連携が取りやすい）、 <u>他校通級</u> （グループ指導が実施しやすい、生徒の自尊感情に配慮できる）それぞれメリットや地域の実態を踏まえ、効果的な実施形態を選択。
判断手続き等	①学校説明会等での説明、②生徒に関する情報収集・行動場面の観察、③生徒・保護者へのガイダンス、④校内委員会等での検討、⑤教育委員会による支援、⑥生徒・保護者との合意形成のプロセス等を参考に、学校・地域の実態も踏まえ実施。
担当教員に必要な資格	高等学校教諭免許状を有することに加えて、特別支援教育に関する知識を有し、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導に専門性や経験を有する教員（特定の教科の免許状を保有する必要はない）。

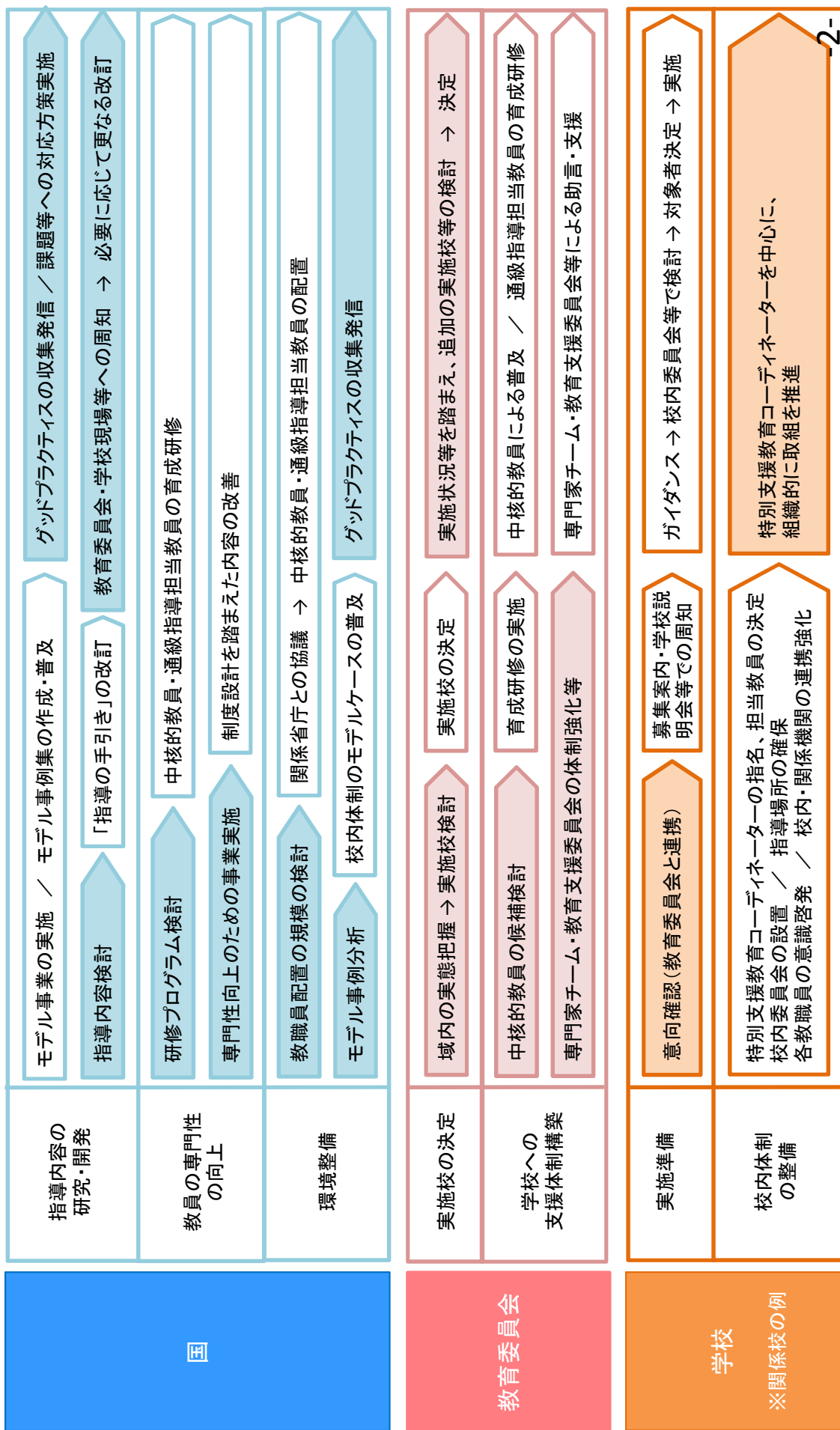
制度化に当たっての充実方策

- 国は、必要な教員定数の加配措置や教員の専門性の向上、施設整備の参考となる指針の提示等の方策を実施する必要。
- 教育委員会は、教育支援委員会・専門家チームの活用による支援体制強化や、中学校からの迅速な引継ぎ・連携体制の構築に努める必要がある。
- 高等学校は、学校全体として特別支援教育に取り組み体制や関係機関とのネットワークの活用等に努める必要がある。

高等学校における通級による指導の導入に向けた今後のロードマップ



全体スケジュール



※関係校の例

自立活動の改善・充実の方向性（検討素案）

平成28年1月20日
教育課程部
特別支援教育部
資料5

教科等の学習

個別の知識・技能

思考力・判断力・表現力等
教科等の本質に根ざした見方や考え方等
(何を知っているか、何ができるか)(知っていること、できることをどう使うか)

学びに向かう力、人間性等
情意、態度等にかかわるもの
(どのように社会・世界と関わり
よりよい人生を送るか)

育成すべき資質・
能力のために重視
すべき学習過程等
の例

自立活動が教科等の学習を支える役割

健康の保持

心理的な安定

人間関係の形成

環境の把握

身体の動き

コミュニケーション

改善・充実の方向性

目的と目標

特別支援学校の目的

幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける

自立活動の目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達を養う。

特別支援学校等を取り巻く現状

高等部生徒数の増加
知的障害のある児童生徒数の増加
障害の状態の多様化（重度・重複を含む）

小・中・高等学校
通級による指導、特別支援学級
児童生徒数の増加
「自立活動」を行う場の拡大
高等学校（モデル事業）

成果と課題

【成果】

新区分「人間関係の形成」が設けられ、重度・重複障害や自閉症を含む多様な障害に応じた指導が、学校教育のあらゆる機会を通じて展開
解説に「ICFによる障害の捉え方」が示されたり、幼児児童生徒の自立と社会参加に向けたアシティブ・テクノロジーの開発により、自己の力を可能な限り発揮するための代行手段や補助的手段を活用した指導が充実
幼児児童生徒が発達の進んでいる側面を積極的に伸ばそうとする態度が育成 など

【課題】一部に

社会に出てからも、自己理解し、得意不得意を伝えることが苦手だったり、進路先で人間関係を築く力が十分に育っていないなどの課題が指摘
現在の実態だけにとらわれてしまい、将来を考えて指導を組み立てる視点の弱さ
実態把握から導かれた指導目標と到達状況の乖離
幼児児童生徒自身が、前の学びからどのように成長しているか、より深い学びに向かっているかどうかを主体的に捉えるようにするための学習評価の在り方
各教科等における自立活動と関連を図った指導が十分でない など

主体的に改善・克服
の取組

指導目標の具体的な
内容の改善等

評価と指導の
一層の推進

発達段階を踏まえた自立活動の
内容の改善・充実

(例)
・育成すべき資質・能力の三つの柱に沿った内容の整理
・自己の理解や感情を高めるような内容の整理
・主体的に学ぶ意欲の一層の伸長など

実態把握、指導目標の設定、項目の選定、具体的な指導内容の設定までのプロセスを結び要点をわかりやすく記述

(例)
・収集した情報の整理
・困難さの背景に着目した指導課題の関係性等の整理
・優先する指導目標の明確化 など

自立活動における多様な評価方法をわかりやすく記述

(例)
・パフォーマンス評価
・自己評価 など

カリキュラム・マネジメントの確立

育成すべき資質・能力と知的障害特別支援学校の各教科の関係等（仮案）

平成28年2月22日
 教育課程部
 特別支援教育部
 （第6回）資料7

高等部・中学部社会科、小学部生活科の例

現行の指導内容の構成	個別の知識や技能 何を知っているか、何ができるか	思考力・判断力・表現力等 知っていること・できることをどう使うか	学びに向かう力、人間性等 情意、態度等に関わるもの どのように社会・世界と関わりよりよい人生を送るか	育成すべき資質・能力に 向けて重視すべき 学習過程等の例（*）
高等部 社会 「集団生活と役割・責任」 「きまり」 「公共施設」 「社会的事象」 「我が国の地理・歴史」 「外国の様子」	・社会生活を営む上で必要な知識・技能 ・社会の習慣、生活に関係の深い法制度 ・社会的事象や情報メディア ・地図や各種の資料の活用 ・社会の変化や伝統 ・外国の生活の様子や世界の出来事などの理解	・社会的事象に関心をもち、社会一般の出来事と自分の生活とのつながりについて、考え、判断したり、説明したりする力 ・個人と社会の関係が分かり、社会の一員として役割を果たしていく力 ・風土等の違いに気がつき、外国の様子などの情報を利用したりする力	・主体的に生きる地域社会の一員としての自覚 ・地域社会や国家の発展に貢献しようとする態度 ・社会づくりに向けて、社会奉仕に取り組む意欲や態度	【習得】 ・中学部社会科と関連付けた学習 ・興味・関心を伴う動機付け 【活用】 ・体験的な学習 ・社会生活と結びついた実践的・体験的な学習 【探究】 ・班やグループでの討議 ・実際の・体験的学習 ・学習の振り返りと 自らの学習目標の設定
中学部 社会 「集団生活ときまり」 「公共施設」 「社会の出来事」 「地域の様子や社会の変化」 「外国の様子」	・学校、地域などで充実した生活を送るために必要な知識・技能 ・学校、地域社会でのきまり ・社会の出来事や情報メディアへの関心 ・地域の様子や社会の移り変わりについての理解 ・外国の様子や世界の出来事への関心	・学校や地域社会の中での役割に気がつき、そのことについて、考えたり、判断しようとする力 ・体験などから得られる様々な社会の動きや地域社会の出来事などに関心をもち、説明しようとする力 ・地域や人々の生活の様子の違いについて気がつく力	・集団生活の中で役割を果たそうとする意欲や態度 ・地域生活を豊にしようとする態度 ・地域の一員として、主体的に取り組む意欲や態度	【習得】 ・小学部生活科や日常生活の指導と関連付けた学習 ・興味・関心を伴う動機付け 【活用】 ・地域生活に即した体験的学習 ・定着に向けた繰り返し学習 ・段階的な学習 【探究】 ・実際の・体験的学習 ・学習の振り返りと次の学習目標設定
小学部 生活 「基本的な生活習慣」 「健康・安全」「遊び」 「交際」「役割」 「手伝い・仕事」「きまり」 「日課・予定」「金銭」 「自然」「社会の仕組み」 「公共施設」	・日常生活の基本的な習慣や集団生活への参加に必要な基礎的な知識・技能 ・日常生活での簡単なきまりやマナー ・家庭や住んでいる地域の様子について知る ・公共施設の働きについて知る	・日常生活のきまりやマナーを主体的に守ろうとする力 ・身近な社会や自然との関わりについて、関心をもち、学校生活や家庭生活などの生活に必要な基礎的な力	・日常生活の基本的な習慣を身に付けながら、集団生活をすすめる上での意欲や態度 ・自分と身近な社会や自然とのかわりについて関心を深めていくための意欲	【習得】 ・興味・関心を伴う動機付け ・生活場面に即した学習 【活用】 ・習得と定着に向けた段階的学習 ・他教科との関連付けた学習 ・広範囲な体験的な活動 ・柔軟な学習の形態 ・家庭等との連携 【探究】 ・次の学習目標に気がつく

* 習得→活用→探究という一方向の学習過程ではなく、3つの学習過程が相互に関連しながら学習を深めていく（国立特別支援教育総合研究所「育成すべき資質・能力を踏まえた教育課程編成の在り方」の研究経過から、2016）

知的障害のある児童生徒のための
各教科の意義

知的障害のある児童生徒の学習上の特性（学習によって知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくいことなど）を踏まえた内容で構成。

一人一人の児童生徒の障害の程度などに応じた教育課程が編成できるよう、学習指導要領においては、段階別に、各教科の目標及び内容を大綱的に示している。
特に必要がある場合、各教科等を合わせた指導を行い、児童生徒が自立し社会参加するために必要な知識や技能、態度などを身に付けるための指導の形態が採用できる。

成果と課題

生活の課題に沿った多様な生活経験を通して、学ぶことの目的や自分にとつての「意味」や「関連性」をつかみ、学習への関心・意欲が高まっている。
各教科等を合わせた指導を行う場合、各教科の目標・内容を関連づけた指導及び評価の在り方が曖昧になりやすく、学習指導の改善に十分に生かしくにくい。
特別支援学級（小・中学校）において、一部又は全部を、特別支援学校（知的障害）の各教科に替えて指導する場合の教育課程編成上の留意点がわかりにくい。
インクルーシブ教育システムの構築の進展を踏まえ、連続性のある「多様な学びの場」における児童生徒の十分な学びを確保していく観点から、小・中・高等学校と特別支援学校（知的障害）の各教科の関連性の整理、教育課程の円滑な接続が求められている。

児童生徒の人間として調和のとれた育成の一層の推進

改善・充実の方向性

育成すべき資質・能力との関連を踏まえた各教科の目標の見直し

(例) 社会科(高等部)

現行目標
社会科(高等部)
社会の様子、働きや移り変わりについての関心と理解を深め、社会生活に必要な基礎的な能力と態度を育てる。

目標構成の見直し

育成すべき資質・能力の三つの柱	知識・技能 (何を知っているか、何ができるか)	思考・判断・表現 (知っていること、できることをどう使うか)	学びに向かう力、人間性等 (どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか)
社会科で育成すべき資質・能力(仮案)	<ul style="list-style-type: none"> 社会生活を営む上で必要な知識・技能の習得 生活に関係の深い法制度等 	<ul style="list-style-type: none"> 社会的事象に関心もち、社会一般の出来事と自分の生活とのつながりについて考え、判断したり、説明したりする力等 	<ul style="list-style-type: none"> 主体的に生ききる地域社会の一員としての自覚 社会参加への意欲や態度等

今後、小・中・高校の各教科等の改善・充実の方向性を踏まえ具体的に検討

社会の変化に対応した各教科の内容や構成の充実

(例) 中学部・高等部社会科で充実が必要な内容(調整中)
政治的主体、経済的主体、法的主体となること
グローバル化を踏まえた、我が国及び外国の歴史や生活・文化の理解等
中学部の段階について、小学部の段階と高等部の段階と重なり合う内容を設定し、各学部段階、各学校段階に応じた学習内容を設定し、学部間等の円滑な接続を図ること など

知的障害のある児童生徒が質の高い深い学びを実現するために必要な指導方法の充実

例：児童生徒の学習過程を重視したアプローチ(習得、活用、探究の学習過程が相互に関連し学習を深められる学習活動の展開 など)



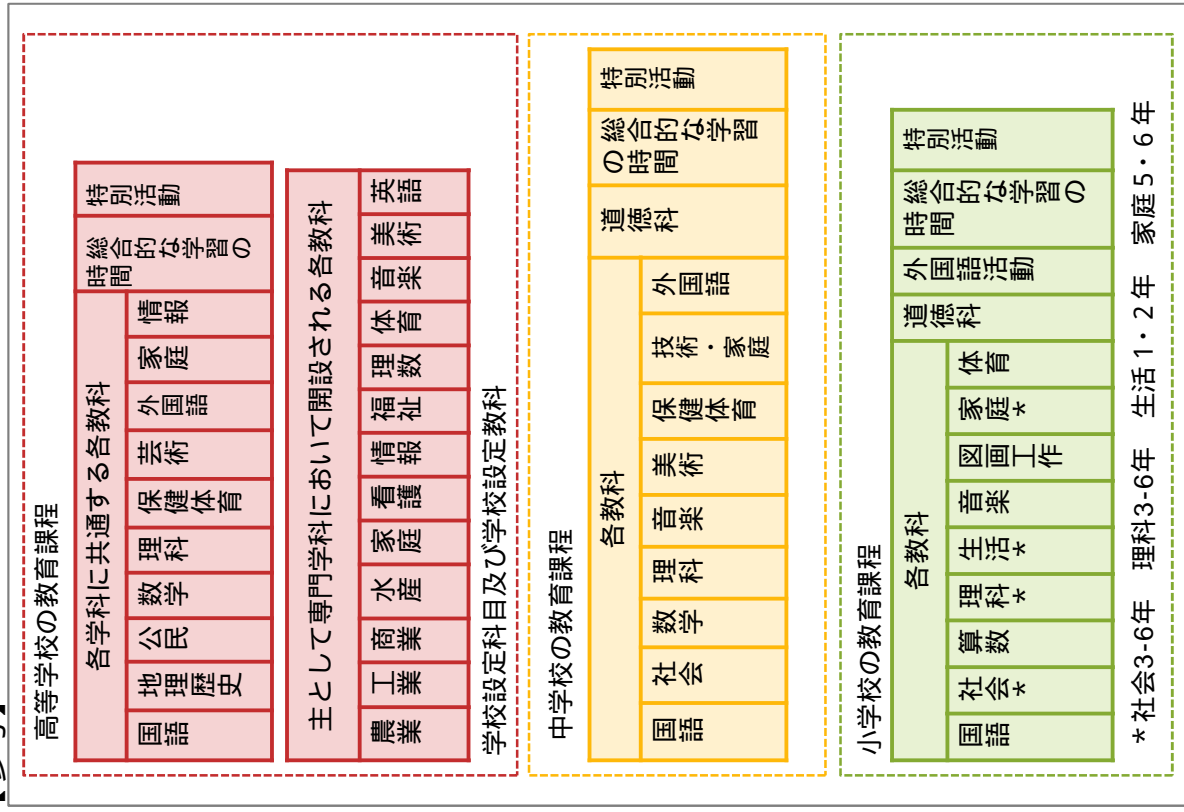
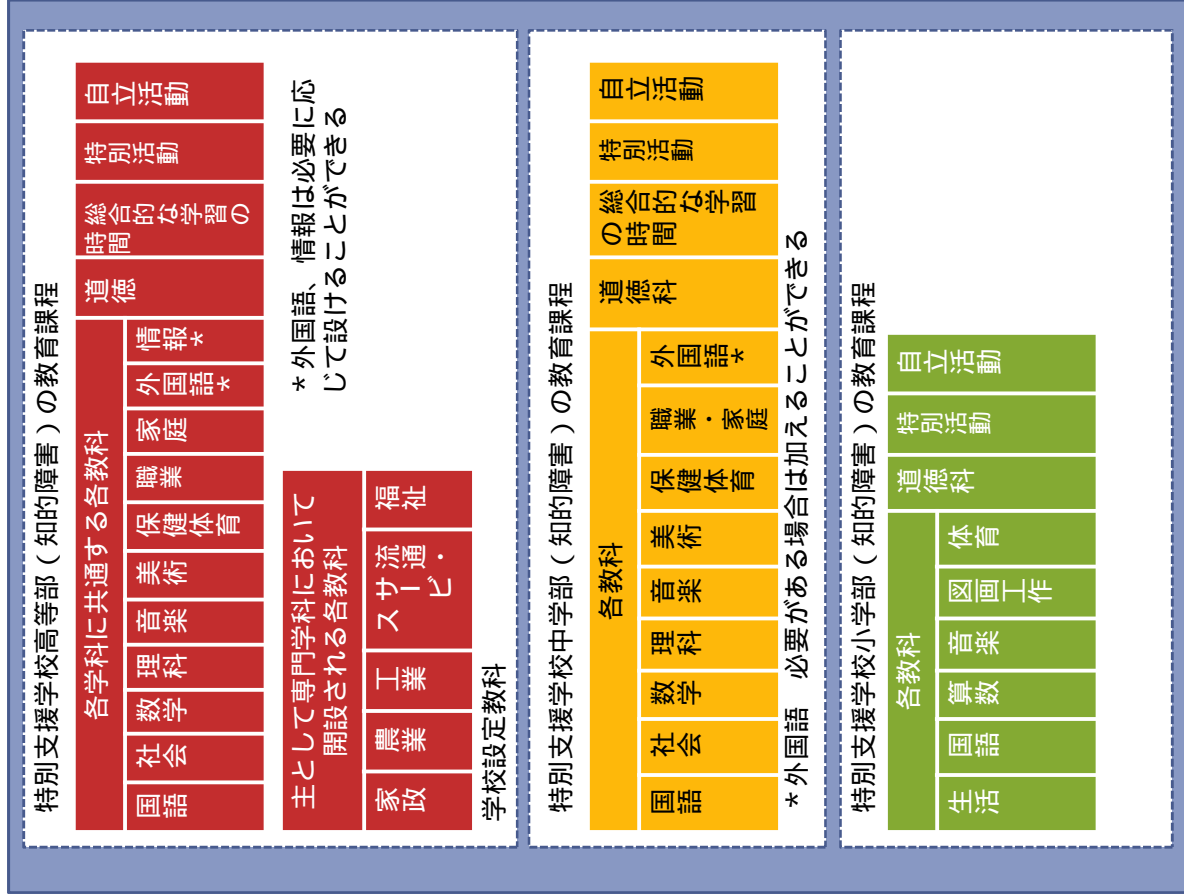
観点別学習状況評価の導入と多様な評価方法の活用

特別支援学級（小・中学校）における取扱い、
小・中・高等学校の各教科との関連の可視化 など

知的障害のある児童生徒のための各教科等の構成について

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科は、知的障害の特徴や学習上の特性等を踏まえ、児童生徒が自立し社会参加するために必要な知識や技能、態度などを身に付けることを重視し、各教科等の目標と内容等を示している。
 (学校教育法施行規則第126条第2項、第127条2項、第128条第2項)

【参考】



知的障害のある児童生徒の学習上の特性としては、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくいことや、成功経験が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組みむ欲が十分に育っていないことなどが挙げられる。また、実際的な生活経験が不足しがちであることから、実際の・具体的な内容の指導が必要であり、抽象的な内容の指導よりも効果的である。特に、知的障害が極めて重度である場合は、視覚障害や聴覚障害、肢体不自由など、他の障害を併せ有することも多いので、より一層のきめ細かな配慮が必要となる。

さらに、教材・教具や補助用具を含めた学習環境の効果的な設定をはじめとして、児童生徒へのかかり方の一貫性や継続性の確保、在籍する児童生徒に関する周囲の理解などの環境条件も整え、知的障害のある児童生徒の学習活動への主体的な参加や経験の拡大を促していくことも大切である。

このような特性を踏まえ、次のような教育的対応を基本とすることが重要である。

児童生徒の実態等に即した指導内容を選択・組織する。

児童生徒が、自ら見通しをもって行動できるよう、日課や学習環境などを分かりやすくし、規則的でまとまりのある学校生活を送れるようにする。

望ましい社会参加を目指し、日常生活や社会生活に必要な技能や習慣が身に付くよう指導する。

職業教育を重視し、将来の職業生活に必要な基礎的な知識や技能及び態度が育つよう指導する。

生活に結び付いた具体的な活動を学習活動の中心に据え、実際の状況下で指導する。

生活の課題に沿った多様な生活経験を通して、日々の生活の質が高まるよう指導する。

児童生徒の興味・関心や得意な面を考慮し、教材・教具等を工夫するとともに、目的が達成しやすいように、段階的な指導を行うなどして、児童生徒の学習活動への意欲が育つよう指導する。
できる限り児童生徒の成功経験を豊富にするとともに、自発的・自主的な活動を大切にし、主体的活動を促すよう指導する。

児童生徒一人一人が集団において役割が得られるよう工夫し、その活動を遂行できるよう指導する。

児童生徒一人一人の発達の不均衡な面や情緒の不安定さなどの課題に応じて指導を徹底する。

知的障害のある児童生徒のための各教科の段階による各部の内容構成について

〔教育課程の編成〕

〔教科の段階〕（小学部 3 段階、中学部 1 段階、高等部 2 段階）

高 等 部	各教科 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語、情報、家政、農業、工業、流通・サービス、福祉、これら以外の教科 道徳 総合的な学習の時間 特別活動 自立活動
中 学 部	各教科 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭、外国語 特別の教科である道徳 総合的な学習の時間 特別活動 自立活動
小 学 部	各教科 生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育 特別の教科である道徳 特別活動 自立活動

【2段階】

高等部 1 段階を踏まえ、比較的障害の程度が軽度である生徒を対象として、発展的な学習内容

【1段階】

中学部の内容やそれまでの経験を踏まえ、主として卒業後の家庭生活、社会生活及び職業生活などを考慮した、基礎的な内容

〔専門学科において開設される各教科は 1 段階のみ〕

小学部 3 段階の内容の程度を踏まえ、生活年齢に応じながら、主として経験の積み重ねを重視するとともに、他人との意思疎通や日常生活への適応に困難が大きい生徒にも配慮しつつ、生徒の社会生活や将来の職業生活の基礎を育てることをねらいとする内容

【3段階】

障害の程度が比較的軽く、他人との意思疎通や日常生活を営む際に困難が見られるが、前段階の程度までは達せず、適宜援助を必要とする者を対象とした内容

【2段階】

障害の程度が 1 段階ほどではないが、他人との意思の疎通に困難があり、日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする者を対象とした内容

【1段階】

主として、障害の程度が比較的重く、他人との意思の疎通に困難があり、日常生活を営むのにほぼ常時援助が必要とする者を対象とした内容

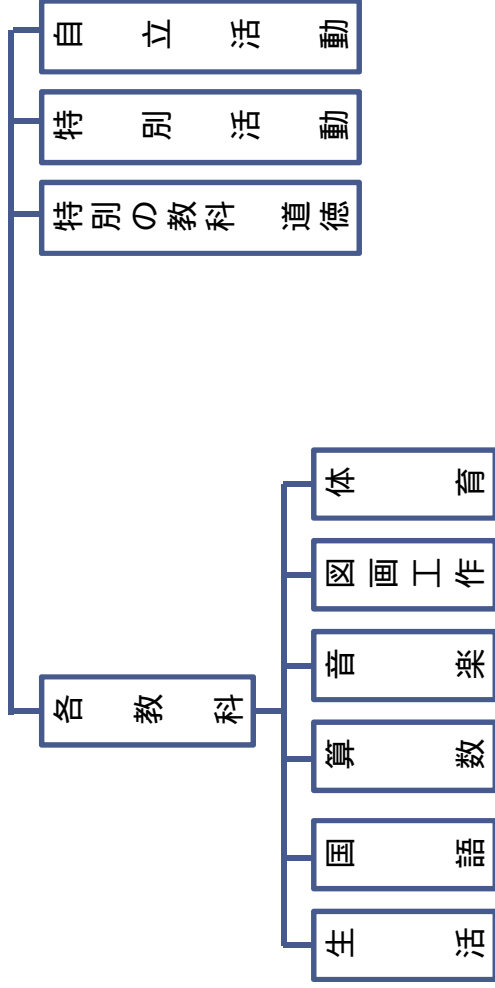
：必要に応じて、外国語（中学部）、外国語及び情報（高等部）を加えることができる

特別支援学校（知的障害）の教育課程の構造について

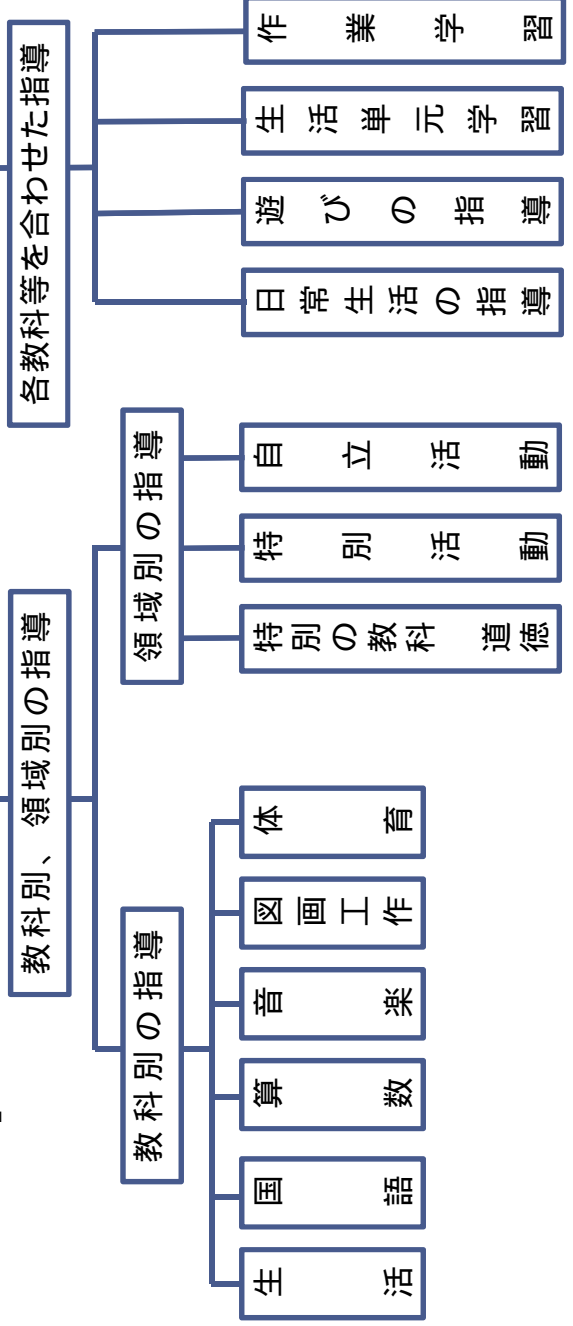
[教育課程の基本的内容]

特別支援学校(知的障害)小学部の教育課程

特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱）において、知的障害を併せ有する児童生徒に対する教育を行う場合を含む



[指導の形態]



各教科等を合わせた指導について

各教科等を合わせて指導を行う場合とは（特別支援学校学習指導要領解説総則編等）

各教科等を合わせて指導を行う場合とは、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行うことをいう。知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、この各教科等を合わせて指導を行うことが効果的であることから、従前、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などとして実践されている。

	指導の形態について	各教科との関連について
日常生活の指導	日常生活の指導は、児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動を適切に指導するものである。	生活科の内容だけでなく、広範囲に、各教科等の内容が取り扱われる。
遊びの指導	遊びの指導は、遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動をはぐくみ、心身の発達を促していくものである。	生活科の内容をはじめ、各教科等にかかわる広範囲の内容が扱われる。
生活単元学習	生活単元学習は、児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際の・総合的に学習するものである。	広範囲に各教科等の内容が扱われる。
作業学習	作業学習は、作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものである。	職業・家庭科の内容だけでなく、広範囲に各教科等の内容が扱われる。

特別支援学校学習指導要領総則（小・中学部）内容等の取扱いに関する共通事項

（略）各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせて指導を行う場合には、各教科、道徳、特別活動及び自立活動に示す内容を基に、児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。 【前回の改定で新たに明記された内容である】（*なお、高等部も同様である）

学習評価について

小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について
 (通知) (平成22年5月1日) (抜粋)

小学校及び特別支援学校小学部の指導要録に記載する事項等
 指導に関する記録

1 各教科の学習の記録

特別支援学校(知的障害)小学部における各教科の学習の記録については，特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示す小学部の各教科の目標，内容に照らし，具体的に定めた指導内容，実現状況等を文章で記述する。

様式2 (指導に関する記録)

		各教科・特別活動・自立活動の記録					
学年 教科等	1	2	3	4	5	6	
生活							6
国語							
算数							
音楽							
図画工作							
体育							
特別活動							
自立活動							

目標に準拠した評価を行うが、観点ごとに評価することとせず、学習評価における観点を示していない

各教科の目標と内容：社会科（中学部、高等部） + 生活科（小学部）の一部

目標	<p>【高等部】 社会の様子，働きや移り変わりについての関心と理解を一層深め，社会生活に必要な能力と態度を育てる。</p> <p>【中学部】 社会の様子，働きや移り変わりについての関心と理解を深め，社会生活に必要な基礎的な能力と態度を育てる。</p> <p>【小学部】 日常生活の基本的な習慣を身に付け，集団生活への参加に必要な態度や技能を養うとともに，自分と身近な社会や自然とのかわりについて関心を深め，自立的な生活をするための基礎的な能力と態度を育てる。</p>
----	---

内容	「集団生活と役割・責任」	「きまり」	「公共施設」	「社会的事象」	「我が国の地理・歴史」	「外国の様子」
高等部 2段階	(1)個人と社会の関係が分かり，社会の一員としての自覚をもつ。	(2)社会の慣習，生活に関する深い法や制度を知り，必要に応じて生活に生かす。	(3)公共施設や公共物などの働きについての理解を深め，それらを適切に利用する。	(4)政治，経済，文化などの社会的事象や情報メディアなどに興味や関心を深め，生産，消費などの経済活動に関する事柄を理解する。	(5)地図や各種の資料などを活用し，我が国のいろいろな地域の自然や生活の様子，世界の出来事について知る。	(6)各種の資料を活用し，外国の自然や人々の生活の様子，世界の出来事について知る。
高等部 1段階	(1)相手や自分の立場を理解し，互いに協力して役割や責任を果たす。	(2)社会や国にはいろいろなきまりがあることを知り，それらを適切に守る。	(3)生活に関係の深い公共施設や公共物などの働きを理解し，それらを適切に利用する。	(4)政治，経済，文化などの社会的事象や情報メディアなどに興味や関心をもち，生産，消費などの経済活動に関する基本的な事柄を理解する。	(5)我が国のいろいろな地域の自然や生活の様子を理解し，社会の変化や伝統に関心をもつ。	(6)外国の自然や人々の生活の様子，世界の出来事に関心をもつ。
中学部	(1)集団生活の中の役割を理解し，自分の意見を述べたり，相手の立場を考えたりして，互いに協力し合う。	(2)社会生活に必要ないろいろなきまりがあることを知り，それらを守る。	(3)日常生活に関係の深い公共施設や公共物などの働きが分かり，それらを利用する。	(4)日常生活で経験する社会の出来事や通信メディアなどに興味や関心をもち，生産，消費などの経済活動に関する初歩的な事柄を理解する。	(5)自分が住む地域を中心に，我が国のいろいろな地域の様子や世界の出来事に関心をもつ。	(6)外国の様子や世界の出来事に関心をもつ。
(生活科)	「役割」	「きまり」	「公共施設」			
小学部 3段階	(5)進んで集団生活に参加し，簡単な役割を果たす。	(7)日常生活に必要な簡単なきまりやマナーが分かり，それらを守って行動する。	(12)身近な公共施設や公共物などを利用し，その働きを知る。			
小学部 2段階	(5)集団活動に参加し，簡単な係活動をする。	(7)日常生活に必要な簡単なきまりやマナーに気付く，それらを守って行動する。	(12)教師の援助を受けながら身近な公共施設や公共物などを利用する。			
小学部 1段階	(5)教師と一緒に集団活動に参加する。	(7)教師と一緒に日常生活の簡単なきまりに従って行動する。	(12)身近な公共施設や公共物などを教師と一緒に利用する。			